

預金規定改定のお知らせ

当金庫では下記のとおり預金規定を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定理由

- (1) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた対応
- (2) 手形・小切手機能の電子化に伴う手形・小切手帳発行受付終了等の対応

3. 対象となる預金規定等

項番	規定名	改定する条項			
		マネー・ローンダリング等 ガイドライン		手形・小切手機能の電子化	
		取引の制限	解約等	手形・小切手 用紙	手数料等の 引落し
1	普通預金規定	○	○		
2	普通預金規定（無利息型）	○	○		
3	総合口座取引規定	○	○		
4	自動継続期日指定定期預金規定	○	○		
5	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）	○	○		
6	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）	○	○		
7	自動継続自由金利型定期預金規定	○	○		
8	自動継続変動金利定期預金規定（単利型）	○	○		
9	自動継続変動金利定期預金規定（複利型）	○	○		
10	貯蓄預金規定	○	○		
11	納税準備預金規定	○	○		
12	期日指定定期預金規定	○	○		
13	自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）	○	○		
14	自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）	○	○		
15	自由金利型定期預金規定	○	○		
16	変動金利定期預金規定（単利型）	○	○		
17	変動金利定期預金規定（複利型）	○	○		
18	当座勘定規定（一般用）	○	○	○	○
19	定期積金規定	○	○		
20	譲渡性預金規定	○	○		
21	外貨（非居住者円を含む）普通預金規定	○	○		
22	自動継続型外貨定期預金規定	○	○		
23	外貨定期預金規定（非自動継続型）	○	○		

4. 改定内容

(1) 「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた対応

普通預金規定について、以下の条項を改定します。普通預金規定以外の規定につきましても、同様の改定を行います。

(下線部分を変更・追加)

新	旧
<p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法で届出てください。届出のあった在留期間が経過したときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) 【省略】</p> <p><追加></p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>14. (解約等)</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①～④【省略】</p> <p>⑤ <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、<u>預金者について確認した事項、および第13条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合</u></u></p> <p>⑥～⑦【省略】</p> <p>(3)～(5)【省略】</p>	<p>14. (解約等)</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①～④【省略】</p> <p>⑤ <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項<u>に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u></u></p> <p>⑥～⑦【省略】</p> <p>(3)～(5)【省略】</p>

(2) 手形・小切手機能の電子化に伴う手形・小切手帳発行受付終了等の対応
 当座勘定規定（一般用）について、以下の条項を改定します。

（下線部分を変更・削除）

新	旧
<p>第8条（手形、小切手用紙） (1)～(4)【省略】 <削除></p> <p><u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙） (1)～(4)【省略】 <u>(5)</u> 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(6)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 【省略】</p>	<p>第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 【省略】</p>

以上